

夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務プロポーザル

募 集 要 項

令和3年3月
函館市経済部

目 次

1	業務名	1
2	事業の目的	1
3	委託期間	1
4	委託料上限額（事業実施相当分）	1
5	成果連動分	1～2
	(1) 特約事項の設定	
	(2) 委託料上限額（成果連動分）	
	(3) 成果指標	
	(4) 留意事項	
	(5) 支払表	
6	委託業務の内容	2
7	プロポーザルに関する事項	2～3
	(1) 名称	
	(2) 実施主体	
	(3) プロポーザルの方法	
	(4) 審査方法	
	(5) プロポーザルの性格	
	(6) 契約担当部局	
	(7) プロポーザルの日程	
8	募集要項の公開	3～4
	(1) 公開日	
	(2) 公開方法	
	(3) 配布方法	
9	応募に関する要件等	4
	(1) 応募者の資格	
	(2) 応募者の制限	
	(3) その他応募に関する留意事項	
10	参加申込書等の提出	4～5
	(1) 提出期限	
	(2) 提出方法	
	(3) 提出書類	
	(4) 参加資格の確認	
11	質問書の提出	5～6
	(1) 提出期限	
	(2) 提出方法	
	(3) 提出書類	
	(4) 回答	

(5) 質問に関する留意事項	
1 2 応募書類の提出	6
(1) 受付期間	
(2) 提出方法	
(3) 応募書類	
(4) 提案書の様式に関する事項	
1 3 審査	6～8
(1) 審査委員会	
(2) 審査方法	
(3) 審査基準	
(4) 審査結果	
(5) 失格事項	
1 4 契約に関する基本事項	8～9
(1) 契約の締結	
(2) 契約保証金	
(3) 契約書の作成	
(4) 支払条件	
1 5 契約候補者等に係る資格の喪失	9
1 6 その他留意事項	9～10
(1) 応募書類に係る著作権等	
(2) その他	

様 式

1-1 参加申込書	11
1-2 構成員調書	12
1-3 誓約書	13
2 質問書	14
3 応募申込書	15

資 料

別添資料 夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務企画提案指示書

1 業務名

夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務

2 事業の目的

気候の良さ、アクティビティの充実などをPRするのに最適な夏季に、①ワーケーションの導入を検討している企業および②ワーケーションを通じて地域との交流やビジネス的なつながりを求めている企業を対象とした夏季ワーケーション体験ツアーを実施することにより、多くの企業を呼び込み、本市のワーケーション環境および立地環境等のPRするのはもちろんのこと、滞在期間中にワーケーション導入に向けて参考となるイベント・セミナーなどを実施して企業側のワーケーション実施を後押しするほか、市民や地元企業との交流を通じて参加企業と地域とのつながりを創出することで、本市との関わりを持つ人(関係人口)や企業(関係企業)の増加を図り、ワーケーションのリピーター確保やサテライトオフィス開設、移住などにつなげていく。

また、参加者アンケートの分析をもとにワーケーション促進に向けた事業の改善を図る。

3 委託期間

契約日から令和3年(2021年)12月31日(金)まで。

4 委託料上限額(事業実施相当分)

当該業務に係る委託料(事業実施相当分)の上限額は、以下のとおりとする。

8,035千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

5 成果連動分

(1) 特約事項の設定

委託料上限額(事業実施相当分)のほか、委託事業の成果の達成度に応じた委託料の支払いに関する特約事項を設定する。

(2) 委託料上限額(成果連動分)

当該業務に係る委託料(成果連動分)の上限額は、以下のとおりとする。

2,475千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(3) 成果指標

成果指標は以下のとおりとする。

ア パッケージツアー利用者数

イ パッケージツアー利用者の宿泊数

(4) 留意事項

本特約事項は、実績に応じた委託料を設定することで、より多くの利用者、より長い泊数の利用者が多くなるようなツアー内容や価格などの工夫を促すことを意図して設定していることに留意すること。

(5) 支払表

成果連動払いに係る成果指標の支払基準に基づく支払表は、以下のとおりとする。

宿泊数	3泊4日	4泊5日	5泊6日	6泊7日	7泊8日	8泊9日
委託料	15千円/名	20千円/名	25千円/名	30千円/名	35千円/名	40千円/名

(※税抜き)

6 委託業務の内容

涼しい気候やアクティビティが充実している夏季に函館でワーケーションを体験してもらい、企業のワーケーション実施の後押しや参加企業と地域とのつながりを創出することにより、来期以降のワーケーションのリピートおよび、サテライトオフィスの開設、移住等につなげるため、次の業務を一括して委託する。

なお、ツアー受け入れ期間については別添資料「夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務企画提案指示書」を参照。

- (1) 体験ツアーの企画・運営・集客に関する業務
- (2) 参加者アンケートの実施・集計・分析に関する業務
- (3) 第1号から前号までの業務に付随する業務

7 プロポーザルに関する事項

(1) 名称

夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務プロポーザル

(2) 実施主体

函館市（以下「市」という。）

(3) プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

(4) 審査方法

プロポーザルの実施にあたり、市は夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において契約候補者および次点者（以下「契約候補者」という。）を選定する。

(5) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、参加者の基本的な考え方や能力について、提案を通じて評価す

るものであることから、審査委員会において選定された契約候補者等の提案内容については、契約締結に向けた協議において変更を求める場合がある。（提案金額の範囲内での変更に限る。）

(6) 契約担当部局

函館市経済部工業振興課企業立地担当（市庁舎3階）

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138(21)3307（直通）

メール yuchi@city.hakodate.hokkaido.jp

(7) プロポーザルの日程

プロポーザルの日程は、次のとおりとする。ただし、オについては変更となる場合がある。

ア 令和3年（2021年）3月22日（月）

募集要項の公開

イ 令和3年（2021年）4月5日（月）

参加申込書等の提出期限

ウ 令和3年（2021年）4月19日（月）

質問書の提出期限

エ 令和3年（2021年）4月26日（月）

応募書類の提出期限

オ 令和3年（2021年）5月上旬以降

審査および契約候補者の決定

8 募集要項の公開

(1) 公開日

第7項第7号アのとおり

(2) 公開方法

市ホームページ

(3) 配布方法

ア 配布期間

令和3年3月22日（月）から令和3年4月5日（月）までの土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

イ 配布場所

函館市経済部工業振興課企業立地担当（函館市東雲町4-13 函館市役所3階）

ウ 来庁できない場合は、函館市経済部工業振興課企業立地担当Webページから

24時間ダウンロード可能

URL: <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/kigyouritti/>

9 応募に関する要件等

(1) 応募者の資格

応募者の資格は次のとおりとする。

- ア 応募資格を有する者は、法人である者とする。
- イ 複数の法人が、グループで応募する場合は、構成員の中から代表法人を定めること。
- ウ 一つの法人が複数の応募をすることはできない。グループで応募する場合も一つの法人とみなし、一つの提案を行うこと。

(2) 応募者の制限

応募者またはその構成員となる者は、次の要件を満たしていなければならない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- イ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱(平成5年4月1日施行)による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- ウ 函館市暴力団等排除措置要綱(平成23年9月30日施行)による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- エ 応募書類提出の際、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- オ 審査委員が自ら主宰または役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

(3) その他応募に関する留意事項

- ア 1人または1法人が複数のグループの構成員となることはできない。
- イ グループで応募する場合は、全ての構成員が前号の要件を満たす必要がある。
- ウ 参加申込書が受理されていない者については、質問書および応募書類を提出することはできない。

10 参加申込書等の提出

(1) 提出期限

第7項第7号イのとおり

(2) 提出方法

契約担当部局への持参または郵送の方法による。

郵送による提出の場合、消印の有効期限は、第1号の提出期限の日までとする。

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式1-1）

イ 参加申込に係る構成員調書（様式1-2）

※グループで参加する場合のみ提出が必要。

ウ 誓約書（様式1-3）

エ 代表法人および構成員全員の概要

※パンフレット等で代用可。

オ 財務諸表（貸借対照表および損益計算書）

直近2期分提出すること。ただし、事業開始から2年に満たない法人についてはその限りではない。

カ 登記事項証明書（商業・法人登記）

応募書類提出の日以前3ヶ月以内に発行された履歴事項証明書に限る。

キ 納税証明書

(ア) 函館市の市税（※函館市に納税義務がある場合に提出）

応募書類提出の日以前1ヶ月以内に発行されたものに限る。

(イ) 消費税および地方消費税

応募書類提出の日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

(4) 参加資格の確認

参加申込書等の提出書類に基づき、参加資格の有無について契約担当部局において確認し、その結果について参加申込者に通知する。

1.1 質問書の提出

(1) 提出期限

第7項第7号ウのとおり

(2) 提出方法

契約担当部局への持参またはFAXもしくは電子メールでの送付による。

電話番号：0138-21-3307（直通） FAX：0138-27-0460

電子メールアドレス：yuchi@city.hakodate.hokkaido.jp

(3) 提出書類

質問書（様式2）

(4) 回答

適宜，函館市経済部工業振興課企業立地担当Webページで公開する。

URL: <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/kigyouritti/>

(5) 質問に関する留意事項

ア 電話等口頭による質問は，原則受け付けない。

イ 回答は，本プロポーザルに直接関係する質問に対してのみ行うものとし，全ての質問に対し回答するとは限らない。

1.2 応募書類の提出

(1) 受付期間

令和3年(2021年)4月5日(月)から4月26日(月)までとする。ただし，土曜日，日曜日および祝日を除き，受付時間は午前8時45分から午後5時30分までとする。

(2) 提出方法

契約担当部局への持参または郵送の方法による。

郵送による提出の場合，書留郵便等，発送状況を追跡できる方法で送付するものとし，令和3年(2021年)4月26日(月)の午後5時30分までに契約担当部局必着とする。

(3) 応募書類

応募書類は，次のとおりとし，提出部数は1部とする。ただし，ウの企画提案書については，正本1部のほか，副本として8部提出すること。

ア 応募申込書(様式3)

イ 業務受託金額に係る明細書(任意様式)

ウ 企画提案書

次号および別添資料「夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務企画提案指示書」に記載するとおり作成し提出すること。

(4) 提案書の様式に関する事項

任意の様式で構わないが，サイズはA4版とすること。

1.3 審査

(1) 審査委員会

第7項第4号の審査委員会は，次に掲げる委員により組織する。

ア 経済関係団体に属するもの

イ 観光関係団体に属するもの

※ 本要項公開の日から審査委員会当日までの間、委員に病気その他特別な事情があった場合、委員の属性に関して変更となる場合がある。

(2) 審査方法

書類審査およびヒアリング審査を実施する。

ア 書類審査

対象者は全応募者とする。ただし、応募件数が2件以上5件以下であった場合は省略し、ヒアリング審査のみを行う。

イ ヒアリング審査（※新型コロナウイルス感染症の状況によりオンライン審査となる場合がある）

審査委員会において、提案内容をより理解するため企画提案書に係るプレゼンテーションおよびヒアリングを行う。

(ア) 対象者は書類審査を通過した者とする。

(イ) 日時等については、別途通知する。

ウ ヒアリング審査の留意事項

(ア) 応募者1者ずつの呼び込み方式とし、応募者1者の持ち時間はプレゼンテーション20分、質疑応答10分の計30分とする。

(イ) 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

(ウ) プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名とする。

(エ) 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価および選定から除外する。

エ 応募件数が1件の場合の取扱い

書類審査のみの実施とし、次号に定める基準に基づき審査を実施し、契約候補者となり得るか否かを審査する。

(3) 審査基準

ア 企画提案の審査項目および配点は次のとおりとする。

審査項目・審査の視点		配点
総合的な企画力		40
	・業務目的および対象企業のニーズを踏まえた企画になっているか。	
	・イベントは企業のワーケーション導入を後押しする企画になっているか(対象企業①)。参加企業と地域とのつながりを創出する企画になっているか(対象企業②)。また、アクティビティは、函館の魅力を打ち出す企画になっているか。	
	・アンケートは、対象企業のニーズや課題を捉えるのに適切な手法および内容となっているか。	

	・広報宣伝は対象企業に訴求力のある内容になっているか。	
提案内容の実現性		40
	・ツアーの内容は実現可能なものとなっているか。	
	・集客方法は適切なものになっているか。	
	・現地スタッフが本市に常駐しているなど、運営体制は提案内容を遂行できる体制となっているか。	
	・無理のない業務スケジュールになっているか。	
過去の実績等		10
	・当該業務の円滑な実施が期待できる過去の実績およびノウハウ等があるか (総括責任者および業務担当者の実績を含む)	
見積価格		10
	・積算に妥当性があり、かつ経費の抑制など収支面での工夫があるか	

イ 審査委員会の各委員が評価した点数を合計した総合得点で審査を行う。

ウ 審査の結果、総合得点が最も高い応募者を契約候補者として選定する。

なお、契約候補者が辞退した場合、または契約候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を契約候補者に選定する。

(4) 審査結果

ア 審査結果は、審査終了後、応募者全員に通知する。

イ 契約候補者名はホームページ等で公表する。

ウ 審査結果に係る問い合わせ、不服申立ては、一切受け付けない。

(5) 失格事項

応募者または構成員が、次のいずれかに該当する者である場合には、当該応募者または構成員を含むグループは、失格として審査を実施しない。

ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法または記載方法等が、本要項等で定める内容に適合しない者。(市の是正の求めに応じた者は除く。)

イ 第9項第2号の要件に合致しないことが判明した場合、または合致しないこととなった場合。

ウ 審査委員会の委員と接触し利害関係を有するなど、審査の公平性を阻害する行為を行った者。

エ その他本要項等に定める手続きや方法等を順守しない者。

1.4 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

市は、審査委員会において選定された契約候補者と詳細を協議のうえ、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、提案内容の一部変更も協議に含まれる。また、契約候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を契約候補者とみなす。

(2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第7条第2項第11号を適用し免除とする。

(3) 契約書の作成

要する。

(4) 支払条件

ア 業務完了後の一括払いとする。

イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等のやむを得ない事情により、委託者である函館市の判断で事業を中止する場合には、中止が決定するまでにかかった経費（キャンセルに係る費用を含む）の実費のみを支払うこととし、変更契約を行うこととする。

15 契約候補者等に係る資格の喪失

契約候補者等として選定された者（グループでの応募の場合は構成員）が、契約締結の前までの間に、次の事項に該当することとなった場合には、契約候補者等の地位を取り消すものとする。

ア 第9項第2号の要件に合致しないことが判明した場合、または合致しないこととなった場合。

イ 応募書類に重大な不備または虚偽の記載があったことが判明した場合。

ウ 第13項5号ウの行為を行っていたことが判明した場合。

16 その他留意事項

(1) 応募書類に係る著作権等

ア 応募書類に係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、応募者に帰属する。ただし、契約締結に至った場合における成果品等に係る著作権等については、市に帰属することとする。

イ 市が本プロポーザルに係る業務に使用する場合は、応募書類について、市が無償で複製して使用することができる。（概要の作成など必要に応じて改編することもできる。）

ウ 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するものとする。

エ 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応

募者は自己の費用および責任において解決するものとし、かつ、市に損害を与えた場合には、損害を賠償するものとする。

(2) その他

- ア 応募に係る一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 応募書類は、返却しない。

(様式1-1)

夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務プロポーザル参加申込書

令和3年(2021年) 月 日

函館市長 工藤 壽 樹 様

標記プロポーザルへの参加を希望しますので、参加申込書を提出します。

参加申込者 (代表法人)	法人名	
	代表者	印
	所在地	〒

代表法人を除く構成員数	
-------------	--

代表法人の 連絡担当者	所属部署	
	役職	
	氏名	
	所在地	〒
	電話	
	E-MAIL	

※ 法人の概要がわかる資料(会社案内等)を添付してください。

また、グループで申し込む場合は、様式1-2を併せて提出するとともに、構成員全員の概要についても添付してください。

夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務プロポーザル参加申込に係る
構成員調書

構成員	法人名 (事務所名)	
	代表者	印
	所在地	〒
	電話	

構成員	法人名 (事務所名)	
	代表者	印
	所在地	〒
	電話	

構成員	法人名 (事務所名)	
	代表者	印
	所在地	〒
	電話	

※構成員が個人事業者の場合は、法人名に事務所等の名称を記載してください。
構成員各々の概要（会社案内等）を添付してください。

夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務プロポーザルに係る誓約書

函館市長 工 藤 壽 樹 様

私は、以下のとおり誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当していないこと。
- 2 応募書類提出時において、市から、法令等の規定に基づく入札の参加について排除措置または指名停止措置を受けていないこと。
- 3 応募書類提出時において、函館市暴力団等排除措置要綱第7条、函館市企業局暴力団等排除措置要綱第7条または函館市病院局暴力団等排除措置要綱第7条の規定に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- 4 函館市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
- 5 経営状況が著しく不健全ではないこと。
- 6 審査委員会の委員自らが主宰する、または役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
- 7 市議会議員、市長もしくは副市長または市教育委員会の委員その他市の行政委員会の委員が、取締役、執行役、監査役、理事、支配人、清算人その他これらに準ずるものである法人（本業務の受託者となることにより、本業務を含む市からの委託業務が業務の主要部分を占めることとなる法人に限る。）でないこと。
- 8 夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務プロポーザル募集要項の記載事項に従うこと。
- 9 上記1から8について事実と相違した場合には、夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務プロポーザルの応募申込みを無効とされても異議がないこと。

令和3年（2021年） 月 日

所在地

法人名等
(事務所名)

代表者名

印

(様式3)

夏季ワーケーション体験ツアー等実施業務プロポーザル応募申込書

令和3年(2021年) 月 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

標記プロポーザルに係る募集要項に基づき、応募申込書を提出します。

参加申込者 (代表法人)	法人名	
	代表者	印
	所在地	〒

代表法人を除く構成員数	
-------------	--

代表法人の 連絡担当者	所属部署	
	役 職	
	氏 名	
	所在地	〒
	電 話	
	E-MAIL	

業務受託金額	円 (消費税等諸費用含む。)
--------	-------------------

※上記費用に係る明細書(任意様式)を添付してください。

※消費税(地方消費税含む。)は10%として積算してください。